

# 日野都市計画事業西平山土地区画整理審議会

## 第 3 8 回 審 議 会 議 事 録

1. 招集通知の日 令和5年1月13日
2. 開催の日 令和5年1月20日
3. 開催場所 西平山まちづくり事務所
4. 審議会委員の数 15名  
内訳 ・所有者 11名  
・借地権者 1名  
・学識経験者 3名

5. 出席者数 24名  
内訳 ・審議会委員 14名

馬場 達夫、村野 米三、山本 富生、吉澤 武夫、  
菱山 富美男、松本 平、神田 耕治、田中 博明、  
野口 敏雄、馬場 豊治、上田 明、鷹取 謙治、  
原田 龍次、長野 基

### ・市 8名

まちづくり部長	岡田 正和
区画整理課長	井上 泰芳
区画整理課長補佐	福嶋 由紀宏
区画整理課長補佐	大野 高宏
区画整理課長補佐	竹石 幸司
区画整理課長補佐	山本 修平
区画整理課換地係主任	矢光 亜紀子
区画整理課換地係主事	野上 俊輔

### ・都市づくり公社 6名

日野事務所長	若月 純子
換地・補償担当課長	萩田 清光
移転工事課長	宮川 雄一

換地係長	川嶋 輝之
換地担当係長	菅野 浩二
換地係主任	熊倉 健

6. 欠席者 1名 木村 住雄

7. 傍聴人 1名

8. 会議の目的たる事項

- ・ 諮問第90号「仮換地の変更について」
- ・ 諮問第91号「仮換地の指定について」

[審議会開会]

<午後2時00分>

会長：皆様、こんにちは。時間になりましたので、ただいまから審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今年度2回目の審議会の開催となります。よろしく願いいたします。

まず、審議会に先立ちまして日野市の岡田部長よりご挨拶をお願いいたします。

岡田：皆様、こんにちは。日野市まちづくり部長の岡田でございます。今、会長からありましたとおり、今回は令和4年度2回目の審議会となります。本日予定している議題ですが、諮問案件として、「仮換地の変更」と「仮換地の指定」についてとなっております。また、令和4年度の事業執行状況について報告をさせていただきます。概略を申し上げますと、予定されていた工事は全て契約され順調に進んでいるところでございます。また、3号公園につきましては、暫定一般開放をさせていただいたところでございます。そのほか、審議会委員選挙を5月14日に予定しております。このことについても後ほどご説明いたします。

最後に、昨年12月でございますが、市では厳しい財政状況を踏まえて令和9年度までを財政再建期間とする財政再建計画を公表しております。その中で区画整理事業につきましては、厳しい財政状況が続くと見込まれる中でございますが、限られた財源を有効に活用し、権利者の皆様の意見を踏まえつつ、設計の合理化などによって事業費の圧縮に努めること、また、事業完了に向けて区画整理事業4

地区全体の状況を見ながら区画地区の整備手順を再整理することを位置づけております。このことにつきましては3月に『区画整理だより』を発行して権利者の皆様にもお知らせする予定でございます。皆様方には事業の目に見えた進捗がないなど、ご迷惑・ご心配をおかけしておりますが、引き続きご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

会長：ありがとうございました。

続きまして、東京都都市づくり公社日野区画整理事務所・若月所長よりご挨拶があります。よろしくお願いいたします。

若月：失礼いたします。都市づくり公社でございます。日頃より事業実施に当たりましては、皆様のご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今年度も残りあと2か月余りとなりました。工事完了に向けまして、安全管理に努めながら実施してまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

会長：ありがとうございました。

それでは、ただいまから、第38回西平山土地区画整理審議会を開会いたします。

本日の議事の進め方については、お手元にごございます次第に沿って進めさせていただきます。

次に、本日の欠席委員についてご報告いたします。本日の欠席委員は、木村委員1名です。よって、本日は14名の審議会委員の出席をいただいておりますので、土地区画整理法第62条第3項の規定に基づき、本審議会は成立いたしました。

続きまして、議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員は、原田龍次委員と上田明委員にお願いいたします。

議事録の書記は、事務局の福冨課長補佐と矢光主任にお願いいたします。

続きまして、本日の審議会の主旨について、事務局よりご説明をお願いいたします。

竹石：それでは、本日の議題と配布しております資料の確認を行います。

本日の議題は、「(諮問第90号)仮換地の変更について」、「(諮問第91号)仮換地の指定について」でございます。その他といたしまして、「審議会委員選挙」、「工事進捗状況」、「第3公園暫定開放」でございます。

続きまして、本日の資料の確認でございます。本日の資料は、上から、「次第」、

「(諮問文第90号)仮換地の変更について」、「(諮問文第91号)仮換地の指定につ

いて、「第 38 回西平山土地区画整理審議会席次」、「職員名簿」、「(諮問第 90 号) 仮換地変更調書」、「(諮問第 91 号) 仮換地指定調書」、「仮換地明細図」、「参考重ね図」でございます。

ちなみに、この「(諮問第 90 号) 仮換地変更調書」、「(諮問第 91 号) 仮換地指定調書」、「仮換地明細図」、「参考重ね図」につきましては、審議会終了後、回収いたします。

もし足りないものがある場合は、職員のほうにお申し出ください。以上でございます。

会長：ありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思います。初めに、本日の審議の手順について説明いたします。本日は傍聴人がいらしておりますので、諮問第 90 号と 91 号は個人情報を含みますので、諮問文を朗読後、傍聴人の方には退席をしていただきます。その後、諮問第 90 号と 91 号の説明、及び、質疑応答が終わりましたら、再び傍聴人の方に入室していただき、採決を行います。

それでは、早速、諮問第 90 号・91 号の諮問文の朗読を事務局より矢光主任にお願いいたします。

矢光：諮問文を朗読させていただきます。

「諮問第 90 号 令和 5 年 1 月 20 日 日野都市計画事業西平山土地区画整理審議会様  
日野都市計画事業西平山土地区画整理事業 施行者 日野市 代表者 日野市長  
大坪冬彦 日野都市計画事業西平山土地区画整理事業の仮換地の変更について  
(諮問) このことについて、別添の調書及び図面のとおり変更したいので、土地  
区画整理法第 98 条第 3 項の規定に基づき貴会の意見を求めます」。

続きまして、「諮問第 91 号 令和 5 年 1 月 20 日 日野都市計画事業西平山土地区  
画整理審議会様 日野都市計画事業西平山土地区画整理事業 施行者 日野市  
代表者 日野市長 大坪冬彦 日野都市計画事業西平山土地区画整理事業の仮換  
地の指定について (諮問) このことについて、土地区画法第 98 条第 1 項の規定  
により、別添の調書及び図面のとおり仮換地の指定をしたいので、同法同条第 3 項  
に基づき貴会の意見を求めます」。

以上です。

会長：ありがとうございました。

諮問第 90 号・第 91 号は個人情報に関わる内容となりますので、審議会議事録運営規則第 6 条の規定に基づき、非公開といたします。傍聴人の方は退席をお願いいたします。

なお、この審議が終了しましたら、改めて入室していただきます。

それでは、諮問第 90 号の説明を事務局よりお願いいたします。

【個人情報により非公開】

ご意見がないようですので、諮問第 90 号については、原案のとおり異議なしということで取りまとめたいと思いますので、その採決につきましては、後ほど諮問第 90 号・第 91 号を一括して行いたいと思います。

続いて、諮問第 91 号の説明を事務局の福嶋課長補佐よりお願いいたします。

【個人情報により非公開】

では、ご意見がないようでしたら、諮問第 91 号については、原案のとおり異議なしということで取りまとめたいと思います。

続きまして、傍聴人の方に入室していただき、審議を続けたいと思います。

矢光：会長、すみません。傍聴人の方はそのまま帰られたということでございます。

会長：そうですか。はい、分かりました。それでは、傍聴人は帰られたということで、次に移りたいと思います。

それでは、採決を行いたいと思います。「(諮問第 90 号) 仮換地の変更について」は、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

会長：異議なしということで、それでは、諮問第 90 号につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

続いて、「(諮問第 91 号) 仮換地の指定について」は、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

会長：異議なしということで、それでは、諮問第 91 号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、その他「審議会委員選挙」について、事務局よりお願いいたします。

福嶋：こちらのほうに審議会委員選挙の日程表が用意されております。これは選挙があるたびお送りさせていただいていますが、選挙のお知らせということでお送りさせていただいているものの原稿になっております。今送る準備をしまして、来月の 3 日ぐらいにお送りしたいと思いますので、来月の初めぐらいには皆さんのお手元に届くと思います。

期日は 5 年 2 月 8 日ということで、そこから選挙が始まります。いろいろ借地権などがある方は事前に申告していただかないと、後で手続ができなくなってしまうので、早めに言っていただくと。今までしていただいている方はもう大丈夫で問題ないと思いますが、新しい方はしていただきたいと思います。

それから、選挙人名簿を作成させていただきまして、その縦覧を令和 5 年 3 月 21 日から 4 月 3 日までということで、間違いがないかということで名簿を縦覧させていただいております。土日も含めて 8 時半から 5 時 15 分まで市役所 3 階の区画整理課で縦覧しております。

それから、その選挙人名簿が決まって公告をします。

立候補の受付期間ですが、今年 4 月 18 日から 27 日までというふうになっております。皆さん引き続きよろしくをお願いいたします。長い期間かかって、なかなか大変なことになってはいますけれども、ご協力のほう、よろしくをお願いいたします。予定の人数よりも多い場合は投票になります。その場合は 5 月 14 日に投票して開票するということになっております。

ご説明は以上です。よろしく申し上げます。

会長：ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問のある方はお願いいたします。

ご意見がないようですので、続きまして、その他「工事進捗状況」について、事務局よりお願いいたします。

大野：私、区画整理課の工事のほうを担当しております大野と申します。令和 4 年度工事につきまして、私からご報告させていただきます。

すみません、お手元に資料をご用意させていただいておりませんので、スクリーン

をご確認いただくようお願いいたします。

令和4年度につきましては、この青い工事を、少し地域は離れているのですが、1本と、この赤い工事の1本、計2本発注させていただいております。

まず、こちらの赤いほうの工事ですが、こちらは都市計画道路3・3・2号線仮道改良工事ということで、この3・3・2号線というものが豊田南からずっと来て八王子の北野に抜ける将来国道のバイパスになっております。そこにつきまして、周辺の土地利用や仮道の整備ということで、今年度この部分に関して取り組みます。

これが今の箇所の詳細図になります。今現在、仮道がずっとこちらから来ておまして、これが柳通りですけれども、柳通りから入ってフットサル場のほうまで抜ける道につながっているのですが、この辺の遺跡調査の関係でいろいろこれまで切ったりしてきましたが、今年度がここで最終年度になります。この黒と青の部分が今現在になっていますが、青の部分が今回の工事で撤去、赤の部分についてここで新設して車両を切り回すという形になります。

施工規模としましては、道路の築造延長が約150メートル。請負者として秀峰建設株式会社。工期としましては2月末を目途に実施しているところでございます。

これをやることによりまして、3・3・2号線がずっとメインになりまして、これは7・5・2線というのですが、7・5・2線にT字でぶつかって南に下りていく、もしくは、北に上がっていくというような形になります。

ここの今側道をメインに通っていただいて、ここは通行止めさせていただいて、ご迷惑をおかけしているところですが、ここにつきましては、今はまだ少し広いのですが、こちらを通した段階で間口を狭くして、あくまでも仮道ということで、こちらをメインに通行するという形になります。

これによりまして交通の規制が少し変わってくるのですが、今現在は3・3・2号線に来てS字に入るところでこちらは一時停止、下りてくるところのここが一時停止になったのですけれども、今度はこちらがメインになることで、この通りはここが一時停止になります。ここの切替えたところも一時停止。3・3・2号線をずっと来まして、今度は7・5・2号線に出るところの手前で一時停止です。こちらの側道につきましても、7・5・2号線に合流する手前で一時停止というふうに交通規制が変わってまいりますので、少しご注意くださいと思います。

切替えの日程につきましては、来週火曜日 1 月 24 日を予定しております。ですので、その際はこの辺は少しごちゃごちゃとするかもしれませんが、気をつけてご通行いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

■：その今の矢印のところ、そこは危ない。その T 字路で車が何回も飛び出しています。みんな止まらないで出て来てしまう。

大野：こちらをメインに行って、この辺で出て来てしまいますよね。交差点マークをつけたり、ここに看板をつけたり、いろいろやらせてはいただいたのですが、ここでこの規制の形にすることによって解消できるかと思しますので、ぜひよろしくお願いいたします。

取りあえずこの件はよろしいですか。

続きまして、これが柳通りです。今現在、ずっとここまで来ていると思いますが、柳通りの地区の東側のこのブロックについて、沿道の土地利用を図るのにこの少し濃くなっている部分の道路を築造しているのと、柳通りの歩道について一部改修しようということで工事を進めております。こちらにつきましても 3・3・2 号線の側道と沿道の土地利用の整地工事をする形になっております。

件名としましては、少し長いのですが、「区画道路築造第 77 号及び 30・31・71 街区整地工事並びに浅川左岸第五処理分区（公社 R4-1）」という工事件名になります。

施工規模としましては、この道路築造が約 70 メートルで、整地が全体でおおむね 2000 平米となっております。請負者としては丸石産業有限会社。工事としましては、2 月中旬の竣工を目途に今鋭意進めているところでございます。

こちらにつきまして、ここが通行できるようになると、この 3・3・2 の一部、特に全体の通行には変化はなかろうかとは思いますが、一部この柳通りの部分、歩道の形を少し変えてセミフラットタイプにしたいというふうに考えてございます。

工事につきましては以上でございます。

会長：ただいまの説明について、ご質問のある方はおられますでしょうか。

ご質問がないようですので、続いて、その他「第 3 号公園暫定開放」について事務局よりご説明をお願いします。

大野：引き続きご説明させていただきます。3 号公園のテニスコート跡地の整備について



ということで、こちらは皆様に回覧を回させていただいていますが、整備が完了したことのお知らせをさせていただいたのと、整備後にご意見がございましたらご意見賜りますのでお願いいたしますという依頼の文書になります。

こちらは3号公園の今ここが神社でこの辺りまで道路の築造が済んでいまして、ここはまだ築造は済んでいないのですが、ここが旧テニスコートになります。

この整備目的としましては、いつでも誰でも使用できるオープンスペースをとという形で整備させていただいています。管理者は私ども区画整理課になります。

整備内容としましては、北側入り口の通路の整備。ここは一部フェンスが壊れていたのですが、そこを利用させていただきまして、スロープを造って、手すりを設置しております。あと、外周のフェンスの補修。テニスコートは全体がここまであるのですが、上の段のハードのコートだけをご利用いただくような形で整備させていただきましたので、この周辺の壊れていたフェンスを補修しております。

それに伴って、下側からの出入りにつきましては、できないように施錠させていただきました。あと、テニスの支柱の撤去、あと、路面の補修。現地に行ってくださいと分かるのですが、少し補修させていただいて、少し色を塗らせていただいているというところです。あと、この辺りかなりくぼみがあったのですが、ここについてもしっかりと整地して補修をかけたというところがございます。あとは、川北地区センターからの入り口です。ここにつきましても、入り口を設置させていただいております。ただ、ここは車両だけというか、単管バリケードで閉じているのですけれども、歩行者の方は通っていただいて結構ですので、こちらの出入り口もご利用いただければと思います。

この工事は12月下旬に完了しております、もうオープンスペースとしてご利用いただけるような形になっておりますので、ぜひともご利用いただければと思います。

3号公園の説明については以上でございます。

会長：ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問のある委員はお願いいたします。

■：オープンスペース、地元が待ちに待っていた、遊び場のないところで、子供たちも喜んでいるし、地元の自治会も喜んでいます。また、ほかにも少しまだその使用に当たって、やはり昔のテニスも一緒に行いたいという意見もありますので、

また改めて市役所のほうにはお伺いには上がるかもしれませんが、よろしく  
お願いいたします。

大野：ご意見は随時承っておりますので、よろしくお願いいたします。

■：もう一回確認したいのですが、これは途中で事業計画を変更してこの場所になりま  
したよね。前の公園用地は大体どこでしたかね。

大野：この辺りです。

■：そうですね。それはなぜ、どういう理由で公園が変更したのですか。

福嶋：もともとはあの当時テニスコートがまだやっけていまして、そのテニスコートを使っ  
て公園にしたらいいでしょうということで変更があったようです。当時、平成 20  
年頃だったと思いますけれども、そういうことで都市計画変更をして事業計画も  
変更したということはあったようです。都市計画変更のもともとはそうだったよ  
うです。

■： 【個人情報により非公開】

井上：変更の理由につきましては、地形・現況を生かして、隣接する神社と一体となった  
公園整備を進めるということが1つと、あとは、スポーツ施設を確保して良好な公  
園を造るとい、まさにおっしゃるとおりです。将来の事業計画書も今の事業計  
画書もこの公園の位置づけにつきましてはそういった整備を目指していくという  
記載がありますので、そこは現在そういう事業計画上なっています。

ただ、暫定的な使い方の中で事業費も限られた中でどこまで整備できるか、施設の  
老朽化もあるという中で、施行者として暫定的なまずは利用ということを判断し  
たというところがございます。

■：神社と一体というのは、今まで変更前、北側に公園があったときだって神社とほと  
んど一体ですよ。あまりその理由はないのではないかなと思うのが1つです。

それから、将来的なスポーツ何とか計画だか何だかによってまた整備をするとい  
うなら、これから一旦整備をし直すということだったら、北側にあったところに公  
園を造ればいいわけですね。整備すればいいのではないですか。平成 2 年の多分 8  
月の審議会だったと思いますが、同じような質問をしているのですが、あえて計  
画を変更する必要はなかった。北側にあったそのさらに北側は複合的文化施設の

建設予定地ということで 3000 平米ばかり確保されているわけですよね。だから、そちらとも連携するし、むしろそちらの計画のほうが良かったのではないかと、いうふうには思うのですね。だから、テニスコートは今でこそ使わない限り、その理由はみんなどこかへ行ってしまっている。そのときだけに使った理由なのかなというふうに思います。多分ほかにも何人かそういうふうに思っている方がいると思います。おかしいですね。

■：井上課長の説明の中に神社と一体という表現がありましたけれども、もともとの予定の土地は複合文化施設に隣接しているので、複合文化施設の予定地と一体だったわけです。神社と一体のほうが複合文化施設と一体よりもいいというふうな意味合いなのか、そうだとすれば少しおかしいのではないかなと私は感じますので、神社と一体だからというのは後からつけた言い訳に過ぎないのではないかと思います。

井上：すみません、この説明は平成 20 年の説明のときの変更の理由を説明しているのであって、今取ってつけたような説明ではなくて、当時この公園を変更するに当たって説明した文言を今ご紹介しています。それを引き継いで私たちは事業計画でその公園を位置づけて、将来そういう整備をしていくということは明記しています。

ただ、そうはいっても、当時もこの施設を暫定的に活用できないかという話も確かに議論としてあったようで説明会でもあったと思うのですが、やはり時間がたつにつれて、いわゆる市が管理している施設ではなくて民間の管理する施設で、そのまま都合で残してもらって、老朽化が激しくなってそこが使えなくなったという事実がありますので、だから、暫定的に取りあえず開放させていただきたいというところの今の説明だったわけです。

特に今取ってつけたような説明ではなく、当時それを公にして変更は説明させていただいていますので、そこはご理解いただきたいと思います。

■：テニスコートを廃止したというか、事業用地になったというのは一昨年春ですよね。それまではずっとテニスを実際やっていたわけです。だから、多少それからも老朽化することは分かるけれども、十分テニスはできていたと。多少の修理は当然必要かもしれませんが、それを計画すれば何ら問題なくテニスできていたはずなのですね。なぜそれが変わってしまうのですかね。事業計画という大事な

変更理由をどうしてそこで守れなかったのか。

井上：本格的な整備の過渡期の暫定整備ということでの維持管理する中で今の形が施行者としてベストだというふうに考えたということです。今後こういう整備に当たっても皆様の意見を聞かなければいけませんし、将来的にはテニスコートなどのプラスアルファ公園整備を皆様に活用できるように整備していきたいというふうに思っていますので、テニスを否定しているわけではありません。過渡期中の暫定的な利用で、この施行者が管理する中ではこの管理方法がベストだということでご提案させていただいて実施したということでございます。

■：今、井上さんも言ったように、地域からはテニスをさせてくれという話はやはりあるわけです。だから、先ほどの回覧の中でまたご意見がという話も出ているようですけれども、そういう意見があったときにはどういうふうにするのですか。

井上：今、年末に工事が終わって、この回覧をお願いして、まち協の山本会長にお願いして、各自治会にも対応をお願いしたところなのですが、ここで2～3週間たったので、ほぼ回覧が回った頃かと思いますが、特に意見というものではまだいただいておりません。また、その要望があれば、地域の皆様と相談しながらその活用方法というのは検討していかなければいけないというふうに思っておりますので、あえてご意見等あればおっしゃってくださいということで回覧をお願いしたところでございます。

会長：よろしいですか。そのほかご意見ございませんでしょうか。

■：■ですけれども、これと外れます。3・3・2号線と柳通りの件で少し去年から今年にかけての出来事があったので、一応報告させていただきます。

3・3・2号線の仮道がつながったということで、車の通りも随分3・3・2号線仮道のほうにも流れていきますし、柳通りもそんなに減らないけれども増えています。その中で行政がどうこうしろというのではなくて、お願いでもあるのですが、1つには、事故の関係で言うと、昨年12月26日に柳通りの消防署とセブンイレブンの間の横断歩道ではねられて亡くなりました。39歳の私の隣の隣の旦那さんなのですけれども、26日にはねられて、横断歩道、あそこは信号がないですね。そういう事故があったのが1つと、12月29日かな、やはり柳通りの山田設備のところ、滝合橋から上がってくる信号がありますね。八王子のほうから来た柳通りで単独事故で若い女の人の軽自動車が横転したような感じで、29日にそういう事故があ

りました。

それに伴って、去年から3・3・2号線仮道が開通したのに当たって地元で滝合小の学童がその通学路をかなり通るわけです。調査によると150～160人の方が通るので、信号機の設置を区画整理課のほうにもお願いし、警察のほうに出しまして、警察もつけてもらいたいと思うけれども、まだ交通量に達していないから信号はつけられないと。山田設備の下のところに今PTAの父兄が立っていただいて、八幡神社へ下りるところに旗を設置して、朝30分ぐらい父兄が順番で旗持ちをしています。僕は柳通りの信号から信号、押しボタン機の中の横断歩道、そこを毎日8年間立っているわけですが、そういうことでかなり交通量があって、そこは交通整理・見守りをやらせてもらっています。

それに伴ってもう1つ、父兄が立っているところの児童が150人通るところはいいのですが、もう少し東側に行くと押しボタンが今ありますが、その下の3・3・2号線のところは信号がないわけですね。それと、もう1つ、サンクレイドルから柳通りに抜けるところ、そこも横断歩道だけで危ないのですね。児童は少ないけれども通ります。

1つは、今PTAとも相談しまして、滝合橋から上に上がっていった■■■■さんというところがやはり危ないということで、今、筒を作って、横断歩道の旗を両脇に置いて、そういう計画で今進めさせてもらっています。今日、工事課の山本さんが来ていないですけれども、大野さんも一緒にお話ししたから分かると思いますけれども、そここのところに何とか設置できるように、今日山本さんがいれば設置場所を相談してもらいたいと思ったのですけれども、そういうことを1つ進めておきます。

もう1つは、先ほど言ったサンクレイドルから柳通りに抜けるところの横断歩道、そこは行く行くは信号がつくという話ですが、まだまだ先の話なので、そこに限ってもやはり問題があるというか、初めにそこが開通したときに一発目でもう交通事故が起きているという、そういうところなのですね。だから、そこもやはり旗をつけたいと思っているのですが、片方は受けがあるけれども、片方はつける場所がないという話なので、そこは話が進んでおりません。そういうことで、地元でできる限りのことを今やっておりますので、ぜひ区画整理課のほうも関係箇所なので、山本さんに言ったら簡単に造るようなことを言っていたのですが、ポ

ジションが違う、学校側に言えとか何とかでだんだんトーンダウンしているのですけれども、ぜひそういうところがありますので、知恵を絞って、このままずっといけば危険がそのまま置き去りになっていくから、区画整理課のほうからすれば、立て看板は確かによく立てていただいております、「学童が多い スピード落とせ」とか3つか4つそういうのが立っているのは知っているのですが、それだけでは危なっかしいので、苦肉の策で信号がつくまでの当面の策としてそういうことを今進めていますので、できる限り市のほうも応援していただきたいと思っています。以上です。

井上：各小学校区の通学路点検については3年に1回必ずやるということで、今年も滝合小については夏、道路課含めて警察、あと、区画整理課含めてPTAの方と全部今言われたところを歩いています。状況も把握している中で、そこについては即効性のあるものというのと立て看板とか、早く路面標示。あと、交通管理者は警察が行うような規制がなかなかできないものですので、できる限り早くできるものについては対策として現場のほうにそういったものを設置するなりしていきたいというふうには思っておりますので、学校側も歓迎していますので、そういったところと協力しながら児童の安全については確保していきたいと思っておりますので、何かありましたらおっしゃっていただければ調整いたしますので、お願いいたします。

■：PTAの会長さんもたまたまうちの自治会の中の若い人なのですけれども、一生懸命やっただいて、学校とも一緒に連携を取ってやっているのですが、なかなか危ないところはそのまま置き去りにになっているのが現実かなと。何しろ3・3・2号線については滝合小学校の児童150~160人渡るのですね。そういう中では今のところ3・3・2号線に関しては信号機のないところを渡らなくてはいけなくなっています。そういうことがありますので、今言ったように横断歩道の両脇に筒を作ってもらって1か所作る予定で今おりますが、もう1か所が受けがなくて、僕が作れば簡単にできるのですが、やはりその土地は私有地だとかそういうこともありまして、それを自分が全部調べてやるということも大変なので、そんなエネルギーはないので、やはり市役所もそういう声を聞いたら、部に関係なく、やはり安全を第一に考えた体制を取っていただきたいなと僕は思っています。以上です。

会長：はい。ほかに何かご質問ありますでしょうか。

■：また別のことでいいですか。

会長：はい、どうぞ。

■：私は審議委員をやっている関係で近所の人から自分のところの移転がいつになるかということの時々聞かれるのですね。つい最近もこの間の強風で屋根の瓦が飛んでしまって、その補修をどうしようかと。取りあえず部分的な応急措置にするのか、建て替えが見えているかどうかで判断が違ってくるということを相談されました。いいかげんなことは言えないので、市のほうに聞いてくださいと言ったのですが、そういったときに市のほうでどの程度のことが言えるのか。例えば仮換地の諮問が済んでいるところはある程度の目安の時期などが言えるのか、それぞれ個々のケースで違うとは思いますが、その辺はどうなのかをお聞きしたいと思います。

山本：区画整理課の山本と申します。区画整理の全般の事業の進め方について調整させていただいております。ここで財政再建計画ができて、区画整理事業については、その中で継続してしっかりと進めていく、完全に導くことを再度明らかにさせていただいております。

ただ、一方で、財政が非常に厳しいのも事実でして、その中でいかにやりくりして事業を進めていくかというところに今主眼が置かれております。特に3・3・2パイパス変更に関連する部分を先行しているという状況がございますので、そのあたりについてはまた会議の中でお知らせしたいと思っております。

また、一方で、個々に移転のお願いをしていくといったタイミングが出てきます。その方に対しては事前にこちらからお知らせをして移転の調整をさせていただきますので、ひとまずそういったお話をお待ちいただければと思います。また、個々にお問合せいただければ、その時点でお答えできる内容を窓口等でお知らせさせていただきますので、個々にそういったお問合せがあれば、ぜひ市役所のほうにお問合せするようにお伝えいただければと思います。以上でございます。

■：大体の計画のほうは聞いているので、あとは令和9年度とか、そういう意味では状況は理解しているつもりですが、個々の人が行ったときにどの程度具体的な、例えば5年後だとか何とか、ある程度の目安の時期のようなことまで教えてもらえるのか、今言ったような大きな計画の話だけで終わってしまうのか、その辺のところ少し気になると思います。

山本：個々のケースでは変わってまいります。先ほど言ったようにすごく大きな話をさせていただく方もいらっしゃる。当面恐らく事業に着手しないであろうエリアについてはそういったお答えになるかなど。ただ、一方で、近々移転の相談をさせてほしいといった場合には柔軟に対応をさせていただいています。もう少し細かい内容をお伝えできる場合があるかと思っておりますので、一度個々にご相談いただいたほうがいいのかと思っておりますので、ぜひ市役所のほうへお問合せいただければと思います。

■：駅を誘致するのはやめたということになっていますけれども、それに伴ってあの周辺に集めておいた開発公社の用地なのかまちづくり公社の用地なのか、よく分かりませんが、集めていまして、それを分散して事業進行上どう使うか、そういうことを含めて計画を今年度中ぐらいにはつくるような話もあったと思いますが、どんな進捗なのですか。

山本：財政再建期間である令和9年度までについては、恐らく先行してやっているエリアはバイパスの変更ということになっています。恐らくそれと並行してそういった幾つかの地区内にあるこれから解決していかなければいけないもの、それと、そういったものを検討するタイミングが恐らく令和9年度までの間かなと思っておりますので、並行して進めてまいりたいと思います。

また、令和9年度財政再建期間ですけれども、それが明けたときに財政状況が好転していれば、引き続き事業をしっかりと継続できるように考えたいと思っております。必要によって次の5か年といったところも検討していかないといけませんので、その部分も含めて令和9年度までに様々並行して検討を進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。以上でございます。

■：重複するかもしれませんが、これからのことでコメントをいただきたいと思いますが、去年4月に35号の『区画整理だより』を出して、大変微妙な言い回しの文章が出ておりますけれども、今年は次のたよりについて、去年は3月に出してはいますが、出される予定はありますか。

山本：冒頭、まちづくり部長からもお話しさせていただきましたように、できましたら今年の3月には新しい次のたよりを発行させていただきたく思っておりますので、それに向けて今準備を進めています。以上でございます。

■：つまり財政再建計画というものの進行状況はよく分かりませんが、それと連



動しながら次のステップを方針として出していくと。その手順などについて若干書いてありますけれども、その進行状況が分かりませんし、この区画整理審議会も今年度で一旦終わって次のメンバーになるでしょうから、そういう意味でも市のできるだけ今後の考え方が具体的に分かるようなものをぜひお願いしたいと思います。

山本：財政再建計画の中で位置づけた内容としまして、財政状況は非常に厳しいのですが、区画整理事業はしっかりと完了させるまでやりますよといったところを財政再建計画の中で位置づけをさせていただいております。なので、その内容をたよりの中でご説明をしていきたいと思っております。以上でございます。

会長：よろしいでしょうか。ほかにありますでしょうか。

それでは、ご質問がないようですので、本日の議題は全て終了しました。審議会をこれにて閉会とさせていただきます。ご参集くださいます。ありがとうございます。

(了)

この議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを認めここに署名押印します。

令和 5年 3月 2日

会 長 田中 明



署名委員 原田 龍次



署名委員 上田 明

